令和元年度

集団指導　資料１

Ｈ30.３.12

**令和元年度　実地指導（指定基準）講評及び指導事項**

**【実地指導（指定基準）講評】**

１．令和元年度　実地指導実施状況

　実施期間　　　：令和元年８月27日（火）から令和２年１月９日（木）まで

　実施法人数　　：52法人

　実施事業所数　：65事業所

２．令和元年度　実地指導の講評について

　　　事業所の運営に関しては、静岡市条例において定めていますので、そちらを確認し、適切な事業運営をお願いします。なお、下記に、今年度実地指導において特に気になった点を抽出しています。

（１）基準省令、報酬告示、解釈通知等について、今一度、内容の確認をお願いします。

　　　　事業所からの質問について、その多くは、基準省令、報酬告示、解釈通知等にて示されているものです。市へと電話で確認をする前に、各種通知等で確認をお願いします。

（２）「事業所にて定めた規則」と実情の齟齬について

**「事業所にて定めた決まり」が記載されているもの**

**利用契約書、重要事項説明書、運営規程、雇用契約書、防災計画　等々**

　　　法人が事業を運営する場合には、利用者に対し、上記内容を元に説明や契約、支援を行わなくてなりません。

しかし、複数の事業所で書面に記された内容と支援の実情が異なっている場合が見られ、契約不履行になっている状態が確認されました。

また、市へと届出ることなく建物が追加されていたり、営業時間や事業所名が変更されていたりする事業所が複数確認され、その中には多額の返還金が発生した事例もありました。

　　　　業務改善等により、事業所運営方法を変更することは、積極的にしていただく必要はありますが、その結果、「契約不履行」「説明不足」等が発生しないよう十分に注意し、組織として体制をチェックする体制や仕組みを整備するとともに、職員への周知を徹底してください。

　　　　また、市が事業所に義務付けている変更事項（管理者、サービス管理責任者、営業時間、人員配置等）に変更があった場合は、必ず市へと届出をするように、ご注意ください。

各法人及び事業所管理者については、「事業所にて定めた決まり」を今一度確認し、現状の運営とずれが生じているようであれば、適切な対応をお願いします。

（３）事業所における各種記録の作成について

　　　　　実地指導では、各法人・事業所に伺い、事業所において作成される書類を確認しています。そこでよく指導項目に上がるのは「記録がない（様式そのものが存在しない）」「記載内容が足りない」です。

記録の作成は「基準を遵守していることの証明」「給付請求の根拠（各種加算を含む）」「事業所のリスク管理」の点において非常に重要です。

法人、事業所におかれましては、今一度、事業所の文書を確認し、必要な記録や様式を作成するとともに、文書作成に関する内部研修の実施をお願いします。

また、記載誤りは２重チェックで減らすことができます。書類のチェック体制も整備をしてください。

（４）個別支援計画及びモニタリングの実施について

　　　　　個別支援計画やモニタリングについては、過去の実地指導、集団指導で指導をしているところですが、個別支援計画やモニタリングの実施日や同意日等のスケジュール管理につきましては、サービス管理責任者及び児童発達管理責任者が十分に注意して行ってください。

利用者等の同意が遅いケースがよくみられます。

　　　　　個別支援計画等の同意が遅れる理由として、「保護者のアポイントが取れない」「当月の計画作成者が多い」等を聞きますが、その点を踏まえた上での、個別支援計画作成等スケジュールを管理してください。

　　　　　それでも同意が遅れてしまう場合は、遅れてしまった経緯を記録として残してください。

（５）防災マニュアルの作成及び防災訓練の実施について

　　　　　防災マニュアル（非常災害対策計画）の作成及び防災訓練の実施については、指定基準に定められていますが、計画の作成や訓練の実施がされていない事業所が多々みられます。

本来、指定申請を行う時点でマニュアルの作成等は完了されていなければなりませんので、ご注意ください。

　　　　　また、防災マニュアルについては、不適切な内容（水害時に水没する避難場所に利用者を避難させる、地震等でけがをした利用者を発災時一般の傷病者を受入れない総合病院に連れていく等）のまま作成され、非常時に重大な事故等につながる可能性がある運用をしている事業所が確認されています。

　　　　　防災マニュアル作成時は、静岡市の地域防災計画をよく確認し、実際に地域の防災訓練に参加するなどして、非常時に利用者及び職員の安全を確保するよう、十分注意してください。

　　　　　なお、ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域又は洪水等の浸水想定区域に立地する事業所については、避難確保計画の作成・提出が義務付けられています。

　　　　　まだこれらを実施していない事業所については、至急対応をお願いいたします。

　（６）虐待防止マニュアル及び研修等の実施について

虐待マニュアルの作成及び研修等の実施については、指定基準に定められていますが、マニュアルの作成や研修の実施がされていない事業所が多々みられます。

本来、指定申請を行う時点でマニュアルの作成等は完了されていなければなりませんので、ご注意ください。

　（７）業務管理体制の届出書について

　　　　　事業所指定時に提出する業務管理体制の届出書について、いまだに提出をしていない事業所　　　が確認されました。

　　　　　また、法令遵守責任者が変更となったにも関わらず、市へと業務管理体制の変更届出書を提出していない事業所も確認されました。

　　　　　各事業所におかれましては、再度業務管理体制の届出書の提出状況について確認し、変更等が未提出の場合には、速やかに市へと提出してください。

（８）定員超過について

　　　　　障害福祉サービス等事業所において、指定を受けている定員を超えてサービスを提供することは、やむを得ない事情がある場合を除いて、禁止されています。

　　　　　また、やむを得ない事情に該当しないにもかかわらず、恒常的に定員超過が続いている事業所につきましては、基準違反として指導の対象となるため、速やかに利用者数の適正化を図る、または、利用定員の変更を行い、法令等に則った運営の実現に努めてください。

　（９）市への届出及び給付費の請求について

　　　　　今年度、市へと正しい届出を行わず、不適切な請求を行ったため、後日多額の市への返還金が発生した事業所が複数ありました。

　　　　　市への届出に虚偽の内容があり、請求が不適切な場合、指定の取消し等の処分が下される場合がございます。

　　　　　届出や請求につきましては、十分に注意して行ってください。

**【指導事項】**

１.　障害福祉サービス等情報公表制度（WAM NET）について

　　　　　障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法が平成30年４月１日より施行されたことから、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を目的とした、障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

　　　　　当該制度において、都道府県知事等が、事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施することから、後日市より通知する要領等に従い、期日までに正確な内容を市へと報告するよう、お願いいたします。

　　　　　また、加算や職員等の変更があった場合は、介護給付費等及び障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書や変更届出書を市へと提出するとともに、WAM NETの情報も更新するよう、ご留意ください。

　２.　協力医療機関について

　　　　　　障害福祉サービス等事業所について、基準省令では協力医療機関を定めておかなければならないと規定されていますが、市内事業所が医療機関に協力医療機関の協定締結等を求めた際、事業所の概要や人員配置、受入対象、運営体制等の説明をせず、協定書への署名のみを求めた事案が本市へと報告されました。

　　　　　　各事業所においては、協力医療機関との協定等締結の際に、事業所についての説明をすることはもちろん、随時協力医療機関と情報を共有するよう、十分に注意してください。

　　３.　事業所周辺住民の方への配慮について

障害福祉サービス等事業所について、周辺住民の方から、「事業所の利用者や支援体制がわからず不安だ」、「利用者の声がうるさいのに改善されない」「利用者がサービス利用中に近所への迷惑行為をしたにも関わらず、事業所からは何の説明もない」等の苦情が本市あてに寄せられる事案が発生しています。

また、事業所の開設時に周辺住民や団体の方への説明を行うことはもちろん、開設後も常に周辺住民の方等に配慮した運営を行うよう、留意してください。